

特許庁委託事業

シンガポールにおける知的財産権の
権利執行状況に関する調査

2018年3月

日本貿易振興機構(JETRO)
シンガポール事務所 知的財産部

目次

第1章	はじめに	1
第2章	調査内容等	2
第1	調査内容	2
1.	判例の検討・考察	2
2.	訴訟期間・判決内容・訴訟費用等の実態調査	2
第2	判例選定基準	2
第3章	本選定判例の概要	4
第4章	判例の要旨	6
第1	特許権侵害訴訟	6
1.	カード支払システム特許権侵害訴訟（民事）	6
2.	モーディング装置特許権侵害訴訟（民事）	10
第2	商標権侵害訴訟	13
1.	ルイヴィトン商標権侵害訴訟（民事）	13
2.	ブランド商標権侵害訴訟（刑事）	16
第5章	現地法律事務所からのヒアリング	18
第1	訴訟期間について	18
1.	特許権侵害訴訟（民事）	18
2.	特許権侵害（ADR）	18
3.	商標権侵害訴訟（民事）	19
4.	商標権侵害訴訟（刑事）	20
5.	商標権侵害（ADR）	20
第2	判決内容について	21
1.	特許権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）	21
2.	商標権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）	22
3.	商標権侵害訴訟（刑事）（罰金額）	22
第3	弁護士費用及び訴訟費用について	23
1.	特許権侵害訴訟（民事）	23
2.	特許権侵害（ADR－仲裁）	24
3.	特許権侵害（ADR－調停）	24
4.	商標侵害訴訟（民事）	25
5.	商標権侵害訴訟（刑事）	25
6.	商標侵害（ADR－仲裁）	26
7.	商標侵害（ADR－調停）	26
第6章	本調査結果の分析・まとめ	27
別紙1	参照条文一覧	

シンガポールにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査報告書

第1章 はじめに

本報告書は、独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所の委託を受けて、弊事務所が行ったシンガポールにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（以下「本調査」という。）の結果を報告するものである。

シンガポールは、国土が東京 23 区をやや上回る程度、人口は外国人を含めても 560 万人強と非常に小さな国であり、不動産や人件費等のコストも高いため、消費市場や製造拠点としての注目度は決して高くはない。しかしながら、安定した金融システム、充実したインフラ、優秀な人材、地理的優位性、積極的な優遇税制等を背景に「東南アジアのハブ」として確固たる地位を築いており、一人当たり名目 GDP は 52,961 米ドルと、日本を大きく上回る先進国である。また、シンガポールは、イギリス連邦の法制度の影響を強く受けたコモンロー法体系を採用しており、会社法、労働法、知的財産法等、シンガポールへの投資及び進出に関する法令が整備されている。

そのため、シンガポールでは、他のアセアン諸国とは異なり、街中で模倣品や海賊版 CD・DVD を見かけることはあまりなく、かつ、シンガポール警察知的財産部（“Singapore Police Force Intellectual Property Rights Branch”）も積極的に模倣品の摘発を行っているため、模倣品被害に悩まされている日本企業はそれほど多くないものと認識している。もっとも、シンガポールにおいても模倣品被害が全くないわけではなく、シンガポールにおける知的財産権の執行制度を把握したいという要請も少なからず存在している。

しかしながら、シンガポールでは知的財産権関連の訴訟件数が極端に少ないことから、知的財産権の執行制度の実効性は必ずしも明らかではなく、効果的な権利執行を実現するための実務的な情報が不足していると言える。そのため、シンガポールで知的財産権を有する日本の権利者にとってはどの種の権利執行を採るべきか判断できず、権利執行の結果を予測することも困難であり、その結果、効果的な権利執行を行うことができず、また執行すること自体を躊躇してしまう日本企業も少なくないのが実情である。

かかる事情に鑑み、日本企業のシンガポールにおける事業活動を支援するため、シンガポールにおける特許権侵害及び商標権侵害を原因とする判例を考察し、知的財産権侵害に対する権利執行及び司法救済の実態を明らかにすることを目的として、本調査を実施することとした。

なお、本報告書は、一般的な情報の調査結果を報告する目的で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

第2章 調査内容等

第1 調査内容

1. 判例の検討・考察

本調査では、シンガポールにおける知的財産権侵害に対する権利執行及び司法救済の実態を明らかにするため、特許権侵害又は商標権侵害を原因とする民事訴訟及び刑事訴訟の判例をそれぞれ1件ずつ選定し（以下、本調査において選定した判例を「本選定判例」という。）¹、各判例における(1)裁判所の判断の概要、(2)判決の内容並びに(3)裁判に要した期間等の検討及び考察を行った。

2. 訴訟期間・判決内容・訴訟費用等の実態調査

上記に加え、特許権侵害訴訟及び商標権侵害訴訟に要する期間、判決内容並びにこれらの訴訟を行うにあたって必要となる訴訟費用等を把握するため、本選定判例に類する事件に要する訴訟期間、判決内容及び訴訟費用等の概算について、複数の現地法律事務所へのヒアリング及び面談を通じて、情報収集を行った。また、シンガポールにおいては、知的財産権紛争について、裁判所での訴訟による解決に加えて、ADR手続（調停・仲裁等）によって解決されている事例も存在していることから、ADR手続に要する期間及び費用等に関しても現地法律事務所に対してヒアリングを行った。

なお、当然のことながら、裁判手続に要する訴訟期間、判決内容及び訴訟費用等は事実関係や依頼内容に応じて様々であることから、本調査の結果はあくまで参考値にすぎない点に留意されたい。

第2 判例選定基準

本調査の目的を達するため、本調査においては以下の基準（以下「本選定基準」という。）に従って判例の選定を行っている。なお、上記の訴訟期間・判決内容・訴訟費用等の実態調査においても、本選定基準を前提とした上でヒアリングを行った。

- ① 特許権・商標権侵害が請求原因となっている裁判であり、判決において損害賠償額、罰金額、懲役年数等が明らかになっていること。但し、シンガポールの民事裁判においては、損害賠償額が本訴とは別の手続きで算定されることとなっており、かつ、当該手続きの結果は原則として公

¹ なお、シンガポール特許法においては、特許権侵害に刑事罰が科されていないため、特許権侵害については民事訴訟のみを対象としている。

開されていないため、具体的な損害賠償額が明らかとなっていない判決も対象とする。

- ② シンガポール最高裁判所 (“The Supreme Court of Singapore”) 又はシンガポール控訴裁判所 (“The Court of Appeal of Singapore”) ²に係属した裁判であること。但し、シンガポール最高裁判所又はシンガポール控訴裁判所に係属した事件で本選定基準に沿うものがない場合には、シンガポール高等裁判所 (“The High Court of Singapore”) に係属した裁判も対象とする。
- ③ 原告又は被害者が外資企業若しくは外資企業のシンガポール子会社であり、被告又は被告人がシンガポール国籍を有する法人又は個人であること。但し、本選定基準に沿う判例がない場合には、シンガポール国籍を有する法人又は個人同士若しくは外国籍を有する法人又は個人同士の裁判も対象とする。

² <https://www.supremecourt.gov.sg/>

第3章 本選定判例の概要

本調査において選定した本選定判例の概要は以下のとおりである。なお、各選定判例の内容については第4章にて詳述する。

	原告 (被害者)	被告 (被告人)	期間	判決	選定理由
特許権侵害訴訟					
カード支払システム特許権侵害訴訟 (民事)	アイルランド法人	シンガポール法人	第一審 2004/10/5 ~ 2006/12/21	原告請求認容 <u>被告1に対して</u> <u>S\$1,962,424.30 (約</u> <u>1億6190万円³⁾、</u> <u>被告2に対して</u> <u>S\$4,795,000 (約3</u> <u>億9560万円)の損害賠償</u>	シンガポールでは特許権侵害訴訟の件数が少なく、かつ、損害賠償金額が明らかになっている判決が少ない中、被告による特許権侵害を認め、かつ、損害賠償金額が明らかになっている事案であることから選定対象とした。
			控訴審 2007年月上旬 ~2007/10/31	控訴棄却	
モールディング装置特許権侵害訴訟 (民事)	日本法人	シンガポール法人	第一審 2013/4/19 ~ 2016/12/22	原告請求認容	シンガポールでは特許権侵害訴訟の件数が少ない中、損害賠償金額は明らかになっていないものの、日本法人とシンガポール法人の間の特許権侵害訴訟であり、被告による特許権侵害を認めた事案であることから選定対象とした。

³ 1シンガポールドル (S\$1) = 82.5円で算出。以下同じ

商標権侵害訴訟					
ルイヴィ トン商標 権侵害訴 訟（民事）	フランス 法人	シンガポ ール法人	第一審 2014/5/27 ~ 2015/7/20	原告請求認容 <u>S\$35,000（約 290 万円）の法定損害 賠償</u>	シンガポールにお ける商標権侵害訴 訟においては損害 賠償金額が明らか になっている判決 が少ない中、被告 による商標権侵害 を認め、かつ、損 害賠償金額が明ら かになっている事 案であることから 選定対象とし た。
ブランド 商標権侵 害訴訟 （刑事）	複数の法人	中国人	第一審 2014年 ~ 2015/10/12	有罪判決 <u>懲役: 14 か月</u>	シンガポールでは 商標権侵害の刑事 訴訟の件数が少な い中、量刑が主な 争点となった数少 ない商標権侵害の 刑事訴訟であるこ とから選定対象と した。
			控訴審 不明 ~ 2016/4/20	有罪判決 <u>懲役: 9 か月</u>	

第4章 判例の要旨

第1 特許権侵害訴訟

1. カード支払システム特許権侵害訴訟（民事）

(1) 裁判の概要

① 当事者

- 原告 : X1
カード決済システムの提供等を行っている Z の特許権を管理しているアイルランド法人
- 被告1 : Y1
シンガポールの大手銀行
- 被告2 : Y2
ダイナミック・カレンシー・コンバージョン・システムの提供を行っているシンガポール法人

② 第一審

- 裁判所名 : シンガポール高等裁判所
- 判決番号 : [2007] 1 SLR 1021; [2006] SGHC 233
- 裁判期間 : 2004年10月5日 ~ 2006年12月21日

③ 控訴審

- 裁判所名 : シンガポール控訴裁判所
- 訴訟番号 : [2008] 1 SLR 335; [2007] SGCA 50
- 裁判期間 : 2007年上旬⁴ ~ 2007年10月31日

(2) 事案の概要・請求の原因

- ① 原告は、複数通貨によるカード決済システムの提供等を行っている Z の特許権を管理するアイルランド法人であり、2003年6月30日にシンガポール知的財産庁（“Intellectual Property Office of Singapore”⁵）に登録されたダイナミック・カレンシー・コンバージョンシステム（以下「DCCシステム」という。）に関する特許権（以下「原告特許権」という。）の権利者である。なお、原告は、欧州、オーストラリア及びニュージーランドにお

⁴ 具体的な日付は不明。

⁵ <https://www.ipos.gov.sg/>

いても原告特許権と同様の特許権を保有又は出願している。

- ② 原告と被告 1 は、1999 年から 2000 年にかけて、原告特許権を使用した決済システムの導入について交渉を行っていたが、同交渉は決裂した。そのため、被告 1 は、被告 2 との間で被告 2 の提供している決済システム（以下「被告 2 システム」という。）の導入について交渉を開始し、2001 年に導入することを決定した。
- ③ 原告は、被告 2 システムが原告特許権を侵害しているとして、2004 年 10 月 5 日、シンガポール高等裁判所に対して、シンガポール特許法（“Patents Act (Chapter 221)”）第 67 条（別紙 1 参照）に基づき、被告 1 による被告 2 システムの使用停止及び損害賠償を求める訴訟を提起した。なお、被告 2 は、被告 2 システムは自社が開発したものであることから、被告として本件訴訟に参加する申立てを行い、被告 2 も被告として本件訴訟に参加することとなった。
- ④ 原告の請求に対して、被告らは、原告特許権に先行して類似の技術が既に使用、公開されていたことから、新規性及び進捗性の要件を満たしておらず、かつ、原告特許権の明細は原告特許権を実施するために必要な明確性及び完全性を欠いているとして、シンガポール特許法第 80 条（別紙 1 参照）に基づき、原告特許権の取消しを求める反訴を提起した。

(3) 第一審判決

① 原告特許権の有効性（被告らの反訴）について

被告らは、原告特許権に先行して類似の技術が既に使用、公開されていたことを証するために、原告特許権に類似した技術を公開した文献等を証拠として裁判所に提出し、複数の証人を召喚した。しかしながら、裁判所は、被告らが提出した証拠はいずれも原告特許権の優先日（1999 年 7 月 12 日）以前に公開されていたか否かが不明確であり、かつ、被告らの証拠に引用されていた先行技術は、決済通貨を自動的に選択するものではなく、マニュアルで選択するシステムであることから、原告特許権の技術（決済通貨を自動的に選択する技術）とは異なっており、原告特許権の先行技術に該当することを立証するのに不十分であると判断した。

また、裁判所は、原告特許権の明細は、これに関連した技術分野について一般的な知識を有している者にとって明確かつ完全であるとして、原告特許権の明細が当該特許権を実施するために必要な明確性及び完全性を欠いているとは言えず、これを理由に原告特許権が取り消されるべきであるということとはできないとして、被告らの反訴を棄却した。

② 被告 2 システムの原告特許権侵害について

被告らは、原告特許権と被告 2 システムでは、決済通貨を決定するタイミングや換算レートを表示の方法等が異なることから、被告 2 システムは原告特許権を侵害していないと主張した。これに対して裁判所は、被告 2 システムは、原告特許権の主要な技術であるクレジットカード等の番号やその他の情報から当該カード決済通貨を自動的に識別する手法及びシステムが共通していることから、原告特許権に対する、シンガポール特許法第 66 条（別紙 1 参照）に定める「侵害」に該当すると判断した。

③ 判決

以上から、シンガポール高等裁判所は、原告特許権を有効と判断し、被告らによる原告特許権の取消しを求める反訴を棄却した上で、被告らによる原告特許権の侵害を認める判決を下した。

(4) 控訴審判決

① 被告らは、第一審判決は誤りであるとして、2007 年月上旬、シンガポール控訴裁判所に対して控訴した。

② 原告特許権の有効性（被告らの反訴）について

控訴裁判所は、まず被告らの原告特許権の取消しを求める反訴について、第一審判決と同様に、原告特許権の主要な技術であるクレジットカード等の番号やその他の情報から当該カード決済通貨を自動的に識別する技術は新規性があると言え、かつ、原告特許権の明細は、決済システム等について一定程度の知識を有している者が当該明細を実施するには十分明確かつ完全であるとして、被告らの反訴主張を退け、原告特許権の有効性を肯定した。

③ 被告 2 システムの原告特許権侵害について

また、控訴裁判所は、被告 2 システムによる原告特許権の侵害についても、第一審判決と同様に、原告特許権と被告 2 システムは、クレジットカード等の番号やその他の情報から当該カード決済通貨を自動的に識別する手法が共通しているとして、被告 2 システムが、原告特許権を「侵害」していると判断し、控訴を棄却した。

(5) 損害額について

① 原告は、上記判決に基づき、被告1に対して、被告2システムの使用によって被告1が得た利益の補償を、被告2に対して、被告2システムの提供等によって原告が被った損害の賠償を求める手続きを提起した。

② 被告1の利益補償額について

裁判所は、被告1が被告2システムを利用することによって被告2から受け取った手数料 S\$3,157,847.09 (約2億6050万円) から、費用等を差し引いた S\$1,962,424.30 (約1億6190万円) が被告1が被告2システムを利用することによって得た利益であるとして、被告1に対して、S\$1,962,424.30 (約1億6190万円) の補償を行うことを命じた。

③ 被告2の損害賠償額について

裁判所は、被告2システムの被告1への導入によって被告2が得た利益から経費等を差し引いた金額が原告の被った損害であるとして、損害額を S\$4,795,000.00 (約3億9560万円) と算定し、被告2に対して、S\$4,795,000.00 (約3億9560万円) の損害賠償を命じた。

(6) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。なお、以下の裁判期間には損害賠償額算定のための手続期間は含まれてない点に留意されたい。

第一審	2004年10月5日～2006年12月21日	約2年3か月
控訴審	2007年上旬～2007年10月31日	(最長で) 約10か月

第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは特許権侵害の民事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約2年4か月、控訴審が約1年2か月となっており、本裁判はヒアリング結果とほぼ同期間で結審に至っている⁶。

⁶ なお、本裁判の後に行われた損害賠償算定のための手続きは2017年に終了し、手続きが開始された2007年から約10年間を要している。

2. モールディング装置特許権侵害訴訟（民事）

(1) 裁判の概要

① 当事者

原告 : X1
半導体モールディング装置、精密金型等の製造・販売を営む日本法人

被告1 : Y1
半導体モールディング装置を含む工場機器の販売を営むシンガポール法人

被告2 : Y2
被告1の親会社であるケイマン法人

② 第一審

裁判所名 : シンガポール高等裁判所

訴訟番号 : [2016] SGHC 280

裁判期間 : 2013年4月19日～2016年12月22日

(2) 事案の概要・請求の原因

- ① 原告は、半導体のモールディング装置等の製造・販売を営む日本法人であり、半導体のモールディング装置に関する特許権（以下「原告特許権」という。）を、シンガポール知的財産庁に登録していた。
- ② 原告は、被告らが、原告特許権を侵害するモールディング装置（以下「被告装置」という。）をシンガポール国内で製造、販売、保管しているとして、2013年4月19日、シンガポール高等裁判所に対して、シンガポール特許法第67条に基づき、被告らに対して被告装置の販売停止及び損害賠償を求める訴訟を提起した。
- ③ これに対して被告らは、原告特許権は新規性の要件を満たしておらず、かつ、原告特許権の明細は原告特許権を実施するために必要な明確性及び完全性を欠いているとして、シンガポール特許法第80条に基づいて原告特許権の取り消しを求めるとともに、原告の請求は根拠がなく、脅迫に該当するとして、シンガポール特許法第77条（別紙1参照）に基づいて損害賠償を求める反訴を提起した。

(3) 第一審判決

① 原告特許権の有効性（被告らの反訴）について

被告らは、原告特許権に先行して類似の技術が既に使用、公開されていることを証するために、原告特許権に類似した複数の特許公報等を証拠として提出した。しかしながら、裁判所は、被告らが提出した証拠はいずれも原告特許権とは類似しておらず、原告特許権の先行技術には該当しないと判断した。また、裁判所は、原告特許権の明細は、これに関連した技術分野について一般的な知識を有している者にとって明確かつ完全であるとして、原告特許権が取り消されるべきであると言うことはできないとして、被告らの反訴を棄却した。

② 被告装置の原告特許権侵害について

裁判所は、原告特許権と被告装置には軽微な相違はあるものの、当該相違はいずれも原告特許権を使用したモルディング装置の据え付け及び改良のために交換が必要となる部品の相違に過ぎず、本質的な技術は類似していることから、被告1による被告装置の製造、販売又は保管は、原告特許権に対する、シンガポール特許法第66条に定める「侵害」に該当すると判断した。一方で、被告2については、被告2が製造者であるとするプレートが付された被告装置がシンガポール国内に保管されていたものの、被告2自身が被告装置をシンガポール国内で製造、販売又は保管していることを証明する証拠がないことから、被告2に対する請求は棄却した。

③ 原告による脅迫について

上述のとおり、被告2は原告特許権を侵害していないことから、被告2は、原告による被告2に対する本件訴訟の提起は根拠がなく、脅迫行為に該当すると主張した。しかしながら、裁判所は、シンガポール特許法第77条にいう脅迫の被害者とは、脅迫行為によって、自己の業務遂行に何らかの損害を受けたものを指すとし、被告2は被告グループのホールディング会社にすぎず、実態のある業務を遂行していないことから、シンガポール特許法第77条にいう脅迫の被害者には該当しないと判断し、被告らの請求を棄却した。

④ 判決

以上から、高等裁判所は、被告らによる反訴を棄却し、被告1による原告特許権の侵害を認め、被告1による侵害行為の差止め及び原告に対する

損害賠償⁷を求める判決を下した。

(4) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2013年4月19日～2016年12月22日	約3年8か月
-----	------------------------	--------

第5章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは特許権侵害の民事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約2年4か月となっていることから、本裁判はヒアリング結果よりも結審までに若干時間がかかっている。

⁷ 具体的な金額は不明

第2 商標権侵害訴訟

1. ブランド商標権侵害訴訟（民事）

(1) 裁判の概要

① 当事者

原告 : X1
高級ブランド品の製造・販売を営むフランス法人

被告 : Y1
アクセサリー等の販売店を営むシンガポール法人

② 第一審

裁判所名 : シンガポール高等裁判所

判決番号 : [2015] SGHCR 15

裁判期間 : 2014年5月27日 ~ 2015年7月20日

(2) 事案の概要・請求の原因

- ① 原告は、1999年1月15日、第18類を指定区分とし、革製品、スーツケース、かばん、財布等を指定商品として、シンガポール知的財産庁に以下の商標（以下「本件商標」という。）を出願し、2000年11月1日に登録が完了した。原告は、シンガポール国内において5つの販売店を運営しており、各販売店において本件商標を使用した商品を販売していた。

[本件商標]



- ② 2014年1月17日、原告が委託している調査会社が、被告の運営している販売店において、本件商標と同一又は類似している標章を使用した財布が75.90シンガポールドル(約6,300円)で販売されていることを発見した。
- ③ そこで、原告は、2014年2月5日、治安裁判官法廷(“Magistrates’ Court”)から捜索令状を取得し、翌日、被告の販売店に対して、警察とともに強制捜査を行い、本件商標と同一又は類似した標章を使用した財布3点（以下「被告商品」という。）を押収した。

- ④ 原告は、被告による被告商品の販売は本件商標の侵害に該当するとして、2014年5月27日、シンガポール高等裁判所に対して、シンガポール商標法("Trade Marks Act (Chapter 332)")第31条(別紙1参照)に基づき、損害賠償を求める訴訟を提起した。

(3) 第一審判決

① 商標権侵害について

高等裁判所は、被告商品に用いられている標章は本件商標と同一であり、かつ、指定商品も同一であるとして、シンガポール商標法第27条第1項(別紙1参照)に違反すると判断するとともに、被告は公衆を欺す故意を持って原告の同意を得ず、不正に本件商標と同一の標章を使用したとして、被告が使用した標章はシンガポール商標法第3条第6項(別紙1参照)に定める「模造商標」に該当すると判断した。

② 損害額について

シンガポール商標法第31条第5項では、商標権侵害が「模造商標」の使用に関連する場合には、(a)損害賠償及び損害賠償に算入されていない利益の返還、(b)利益の返還又は(c)上限100万シンガポールドル(約8250万円)の法定損害賠償を求めることができると規定されていることから、原告はシンガポール商標法第31条第5項(c)に基づいて法定損害賠償を求めることを選択した。

高等裁判所は、法定損害賠償額を決定するにあたって、シンガポール商標法第31条第6項に従って、1)侵害の重大さ、2)侵害により原告が受けた損失、3)侵害により被告に生じた利益、4)類似事例を防止する必要性等を考慮することとした。

1) 侵害の重大さ

本件において、被告は3点の被告商品のみを差押えられており、多数の商品が模倣されたという証拠はないものの、高等裁判所は、本件商標の有しているのれんを不正に使用する故意の下、被告自身が被告商品を製造し、販売していることから、本件侵害の重大性は高いものと判断した。

2) 侵害により原告が受けた損失

原告は、損失額について、仮に原告が本件商標について被告にライセンス権を付与した場合には14%のロイヤリティーを課すことから、この割合を前提に損失額を算定すべきと主張したが、高等裁判所は原

告が本件商標については他の国においても第三者に一切ライセンス権を付与していないこと及び本件においては被告商品の販売数が立証されていないことから、原告の主張を退けた。しかしながら、高等裁判所は、一般的に模造商標の使用により当該商標ののれんが害されるとして、本件においても被告商品の販売より本件商標ののれんに一定の損害が発生していると判示した。

3) 被告に生じた利益

高等裁判所は、被告は 2011 年に設立された会社であり、被告のブランドは市場に浸透していなかったことから、被告は、原告が費用と時間をかけて築いた本件商標ののれんにフリーライドし、被告商標を販売していたものであるとし、本件商標の模造により利益を得ていると判断した。

4) 類似事例防止の必要性

高等裁判所は、本件商標が世界中で模倣されていることから、類似事例を防止する必要性が非常に高いと判断した。

以上から、高等裁判所は、本件においては S\$35,000.00 (約 290 万円) の法定損害賠償を認めるのが相当であると判示した。

(4) 訴訟期間について

本件訴訟に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2014 年 5 月 27 日 ~ 2015 年 7 月 20 日	約 1 年 2 か月
-----	-----------------------------------	------------

第 5 章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは商標権侵害の民事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約 2 年 2 か月となっていることから、本裁判は平均よりも短期間で結審に至っていると言える。

2. ブランド商標権侵害訴訟（刑事）

(1) 裁判の概要

① 当事者

被告人 : Y1
中国から輸入したブランド品の販売店を営む中国人

② 第一審

裁判所名 : 治安判事裁判所 (Magistrates' Court)
判決番号 : [2015] SGDC 287
裁判期間 : 2014 年⁸~ 2015 年 10 月 12 日

③ 控訴審

裁判所名 : シンガポール高等裁判所
判決番号 : [2016] SGHC 72
裁判期間 : 2015 年 10 月以降⁹ ~ 2016 年 4 月 20 日

(2) 事案の概要・請求の原因

- ① 被告人は、ボーイフレンドであるシンガポール人の A（以下「A 氏」という。）が運営するシンガポール国内のショッピングセンター内の店舗において、A 氏と共に、中国から輸入した模倣ブランド品（プラダ等のバッグ、靴、服、ベルト、時計、アクセサリー等）の販売を行っていた。同店舗のオーナーは A 氏であり、被告人は従業員として月 2,000 シンガポールドルから 3,000 シンガポールドル（約 165,000 円から 247,500 円）の給与の支払いを受けていたが、2012 年 11 月に A 氏が薬物犯罪により逮捕されたため、以後同店舗の運営を引き継いでいた。
- ② 2013 年 11 月 15 日、警察が同店舗に対する強制捜査を行い、約 5,600 点の模倣品を差押えるとともに、被告人を逮捕した。その後、被告人は、商標法第 49 条(c)（別紙 1 参照）違反として、起訴された。なお、被告人は起訴事実を認めており、裁判では量刑のみが争点となった。

(3) 第一審判決

治安判事裁判所は、被告人が 2012 年 11 月以降自ら店舗を運営していたこ

⁸ 具体的な日付は不明

⁹ 具体的な日付は不明

と、模倣の対象がプラダ等の高級ブランドであること、模倣品の品数が多いこと、ブランド品として商品を市場で調達した価格に 50%以上のマージンを付加して販売していたこと、模倣品の販売がショッピングモールの店舗という公衆が容易にアクセスできる場所で行われていたこと等から、被告人に対して懲役 14 か月の判決を下した。

(4) 控訴審判決

被告人は第一審判決の量刑が不当であるとして、シンガポール高等裁判所に控訴した。シンガポール高等裁判所は、模倣品の品数が多いものの、ヘアクリップやイヤリング等も含まれており、全体としての価値はそれほど高くないこと、模倣品が販売されていた店舗のオーナーは A 氏であり、被告人はそれを手伝っていたにすぎず犯罪への関与の度合いが低いこと等から、第一審判決は重すぎるとして、第一審判決を破棄し、被告人に対して懲役 9 か月の判決を下した。

(5) 裁判期間

本裁判に要した期間は以下のとおりである。

第一審	2014 年~ 2015 年 10 月 12 日	(最長で) 約 1 年 9 か月
控訴審	2015 年 10 月以降 ~ 2016 年 4 月 20 日	(最長で) 約 6 か月

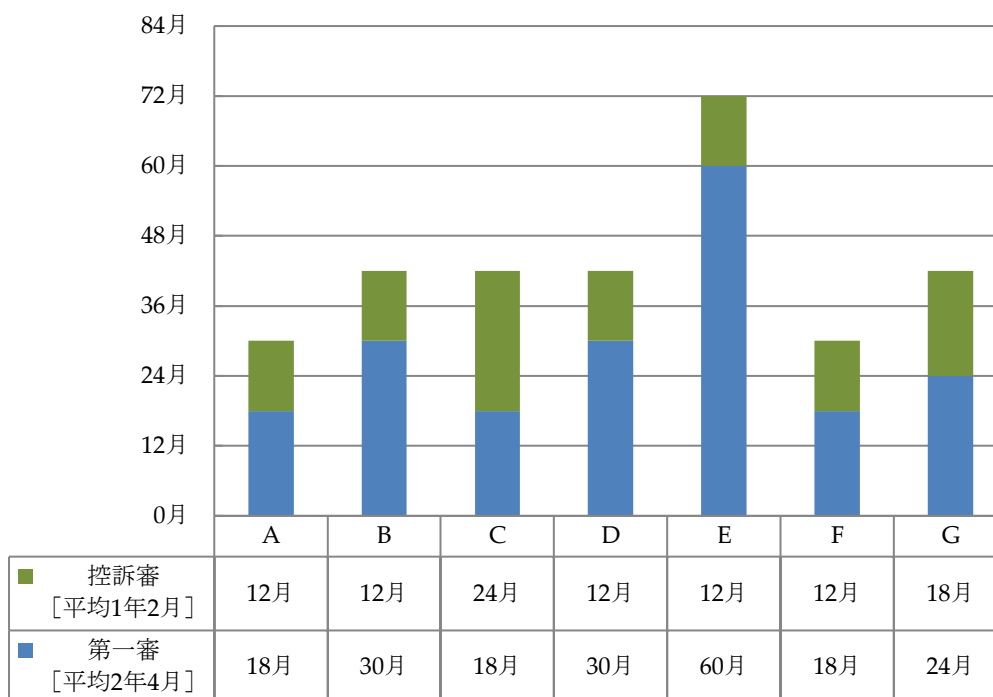
第 5 章に後述する現地法律事務所からのヒアリングでは商標権侵害の刑事訴訟における平均裁判期間は、第一審が約 1 年 9 か月、控訴審が約 1 年 2 か月となっていることから、本裁判の第一審はヒアリング結果とほぼ同期間で結審しており、控訴審はヒアリング結果よりも短期間で結審に至っていると言える。

第5章 現地法律事務所からのヒアリング

第1 訴訟期間について

訴訟期間に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。

1. 特許権侵害訴訟（民事）

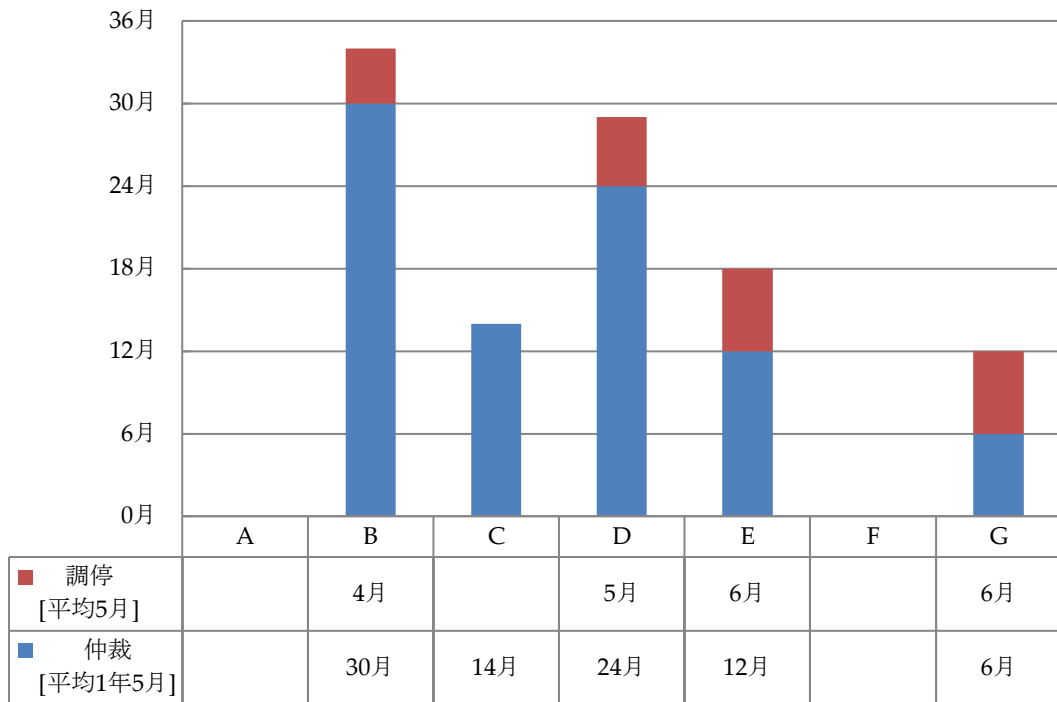


2. 特許権侵害（ADR）

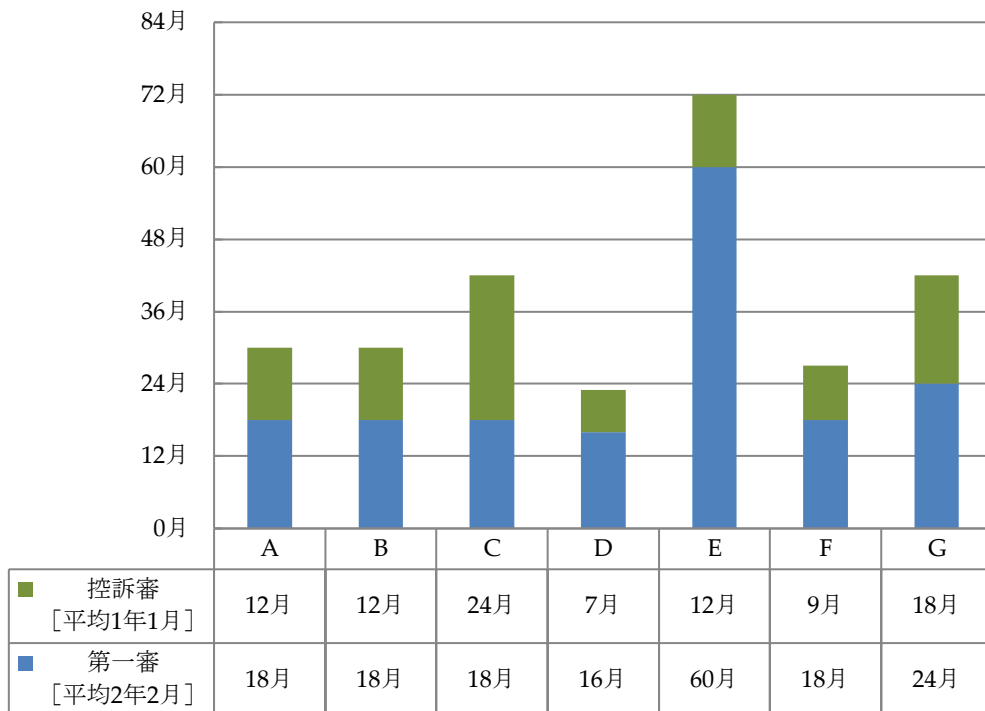
(1) 知的財産権紛争において一般的に利用される ADR 機関

	機関名	回答数（複数回答可）
1	シンガポール調停センター Singapore Mediation Centre	4
2	WIPO 仲裁・調停センター WIPO Arbitration and Mediation Centre	3

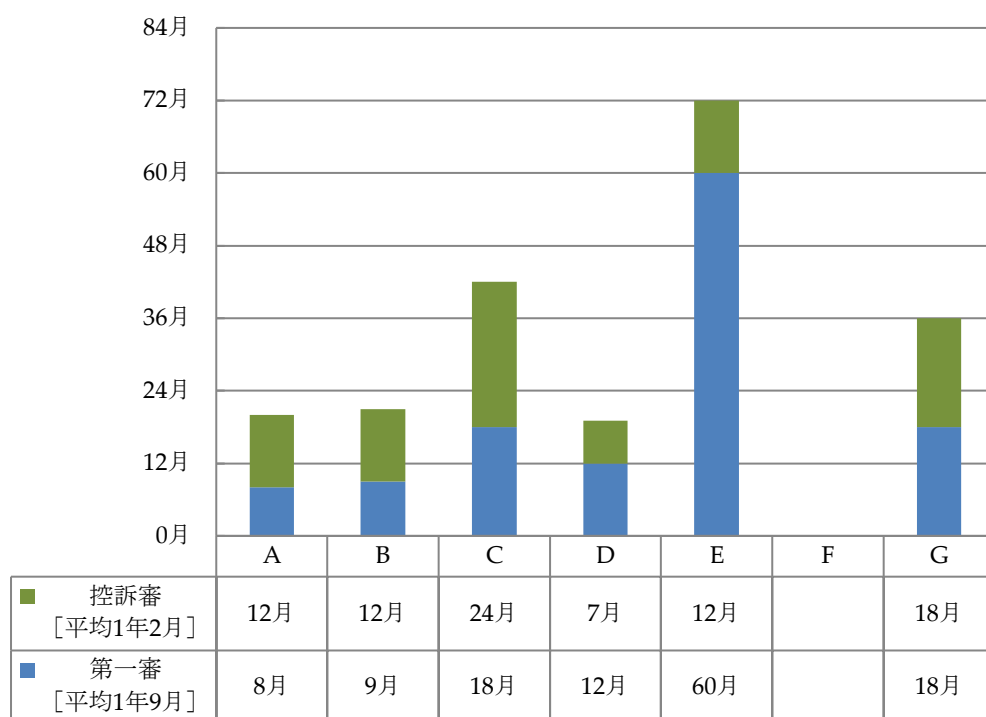
(2) ADR に要する期間



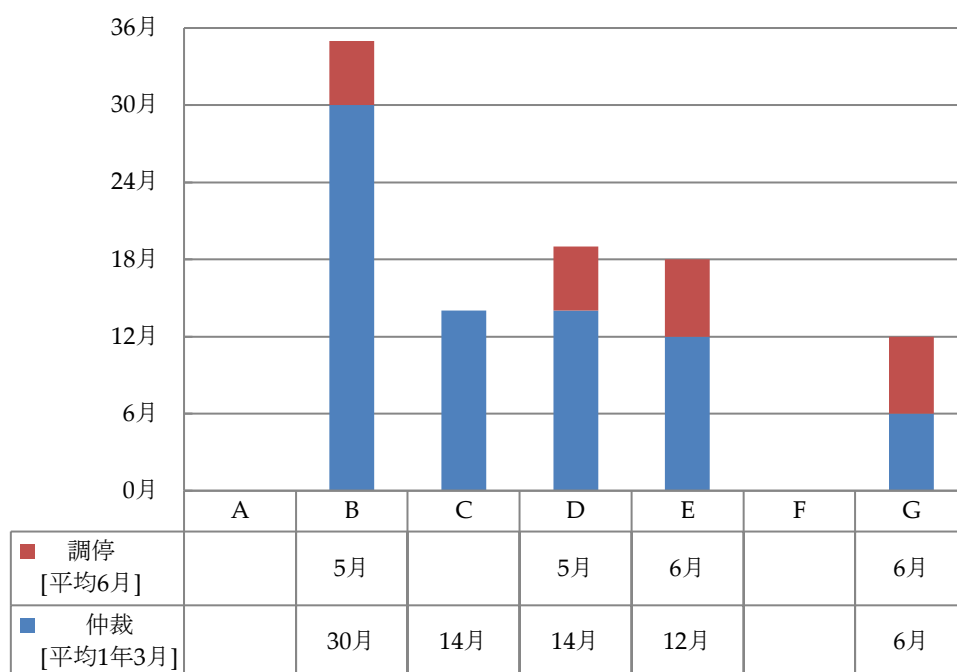
3. 商標権侵害訴訟（民事）



4. 商標権侵害訴訟（刑事）



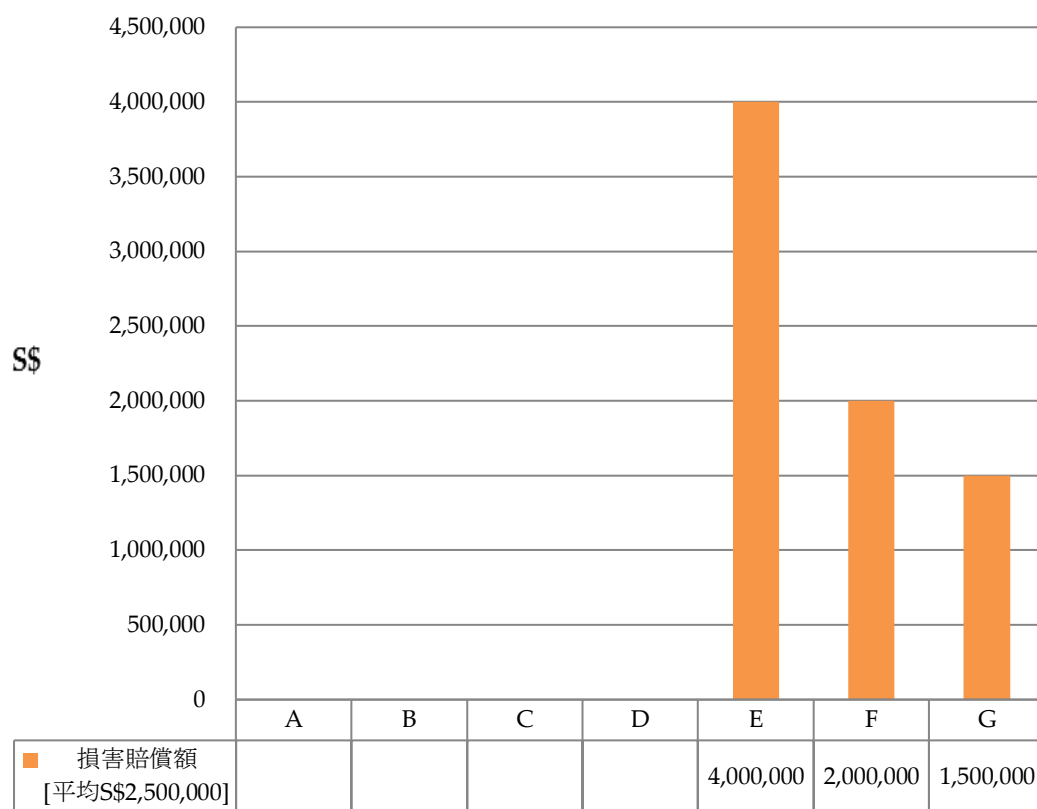
5. 商標権侵害（ADR）



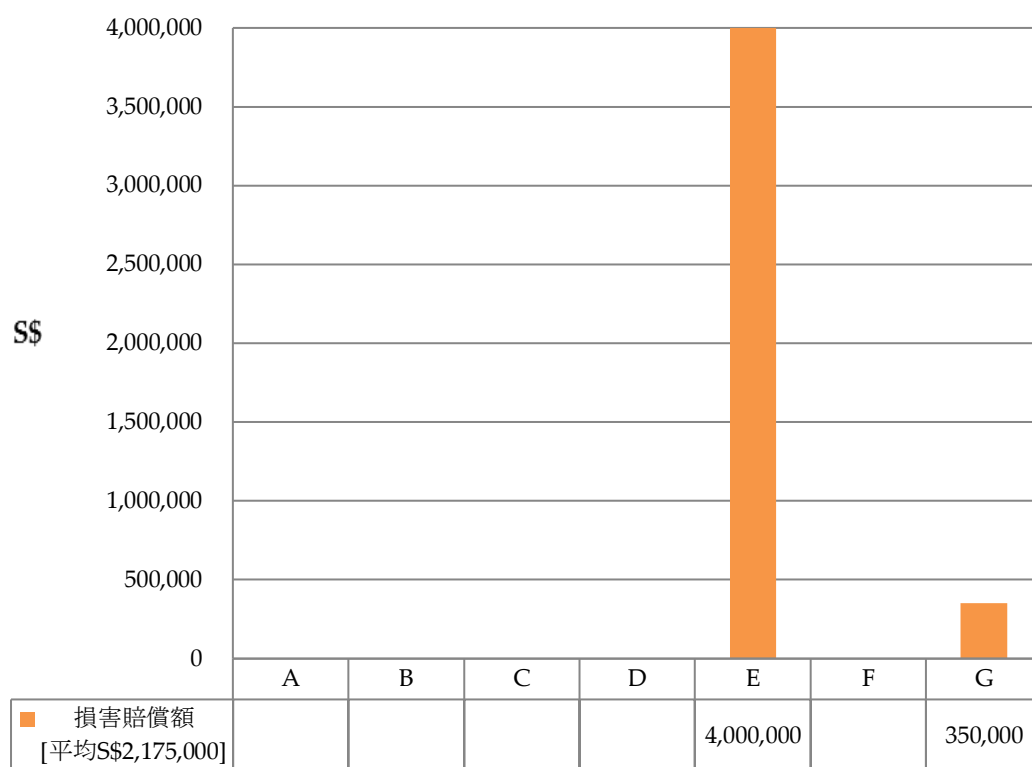
第2 判決内容について

判決内容に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。

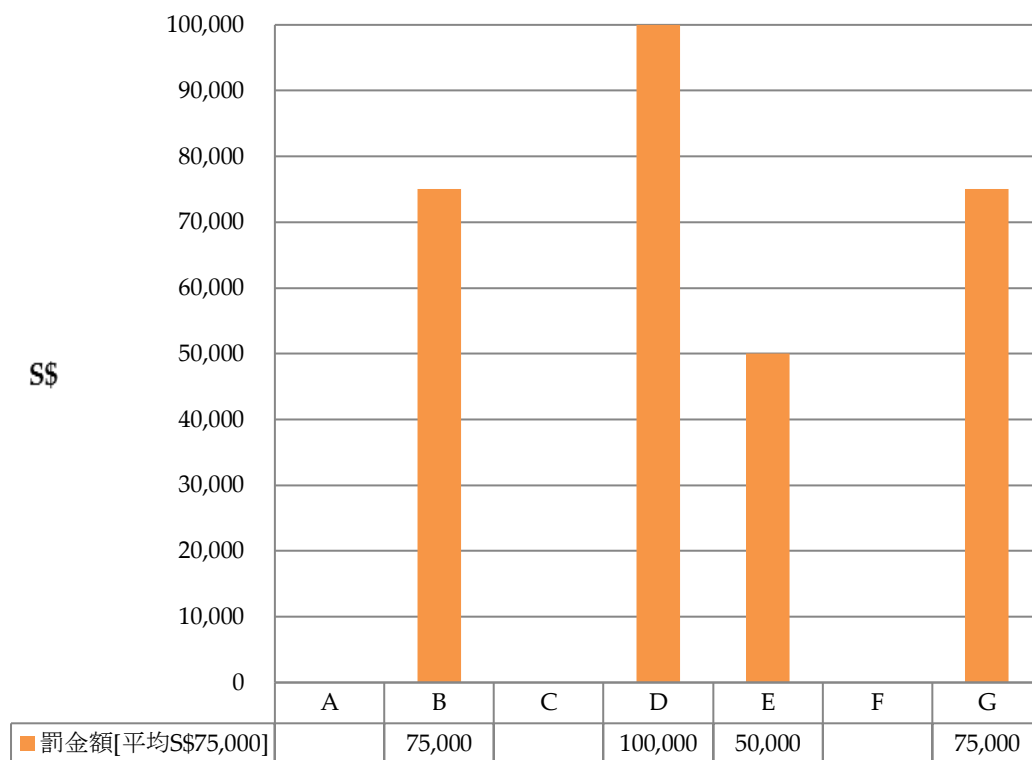
1. 特許権侵害訴訟（民事）（損害賠償額）



2. 商標權侵害訴訟（民事）（損害賠償額）



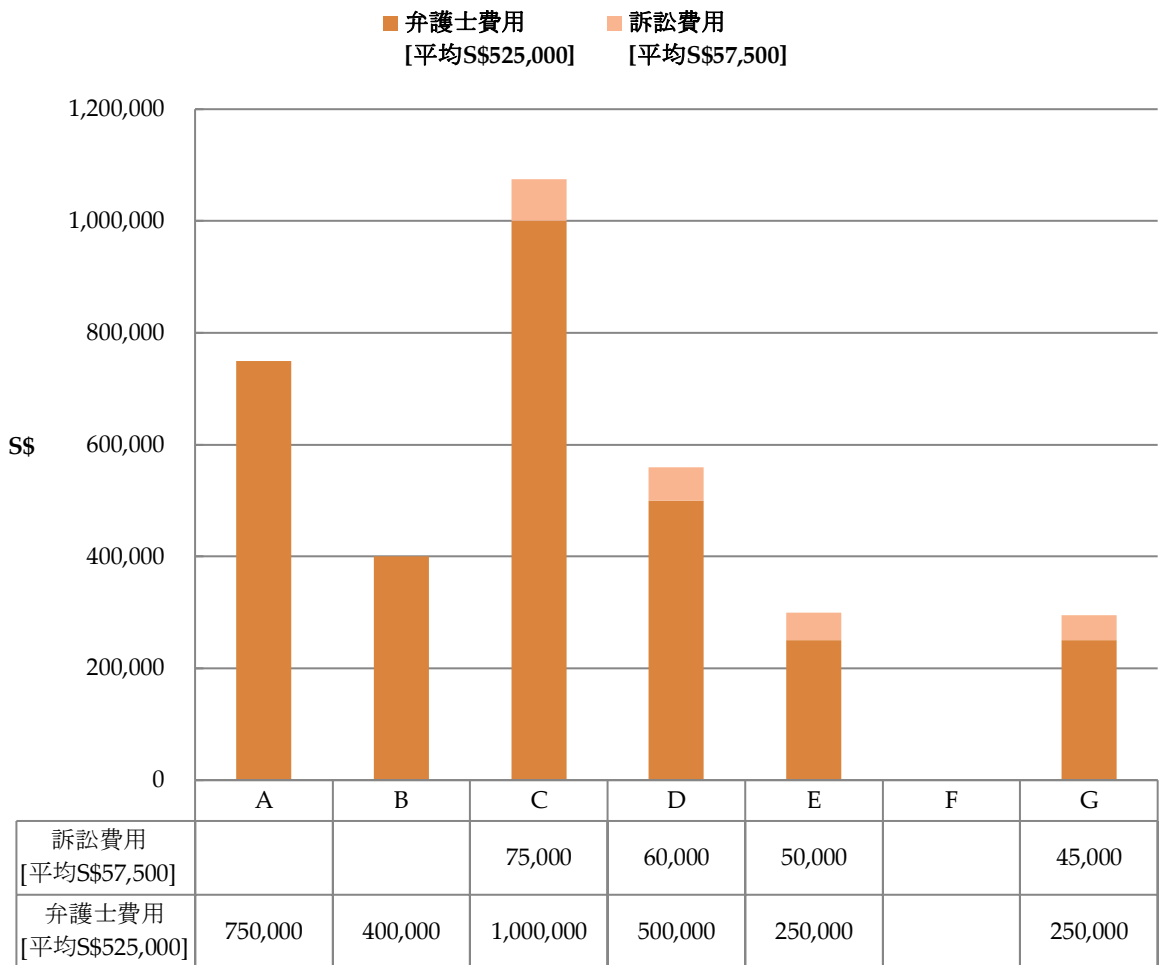
3. 商標權侵害訴訟（刑事）（罰金額）



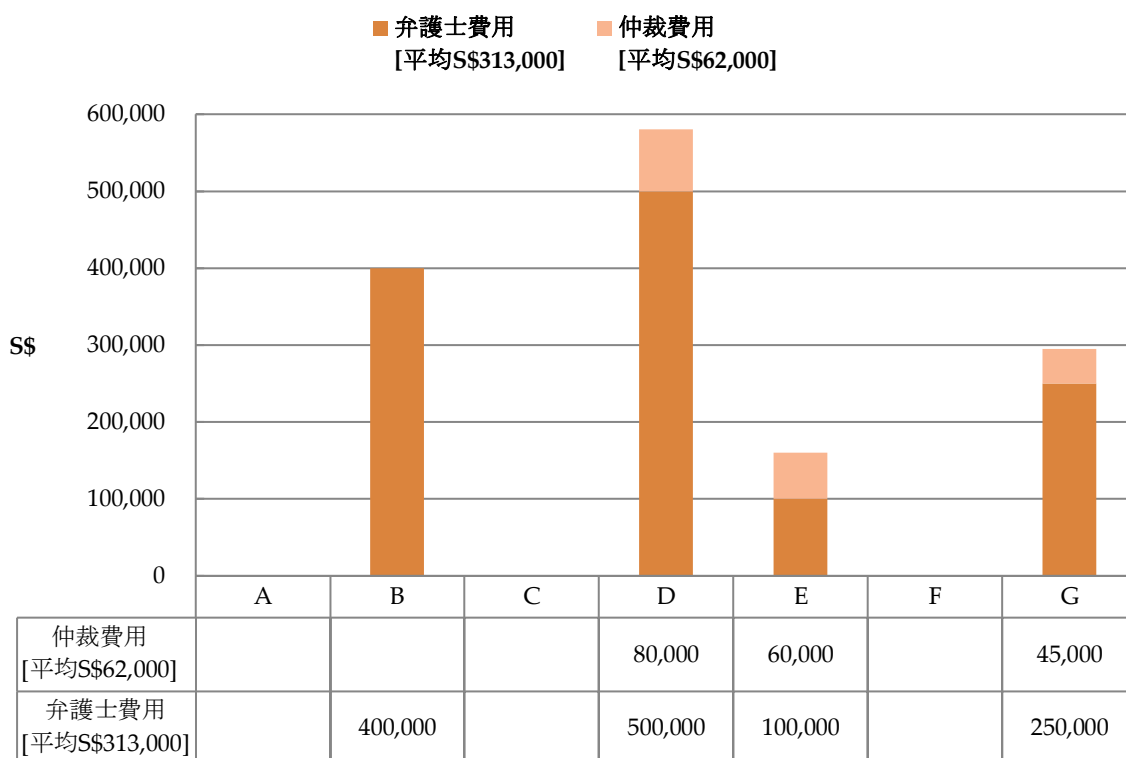
第3 弁護士費用及び訴訟費用について

弁護士費用及び訴訟費用に関する現地法律事務所からのヒアリング結果は以下のとおりである。なお、弁護士費用及び訴訟費用のヒアリングでは、クライアントは外資企業であり、コミュニケーションは英語で行われることを前提とし、第一審にかかる費用についてのみヒアリングを行っている。

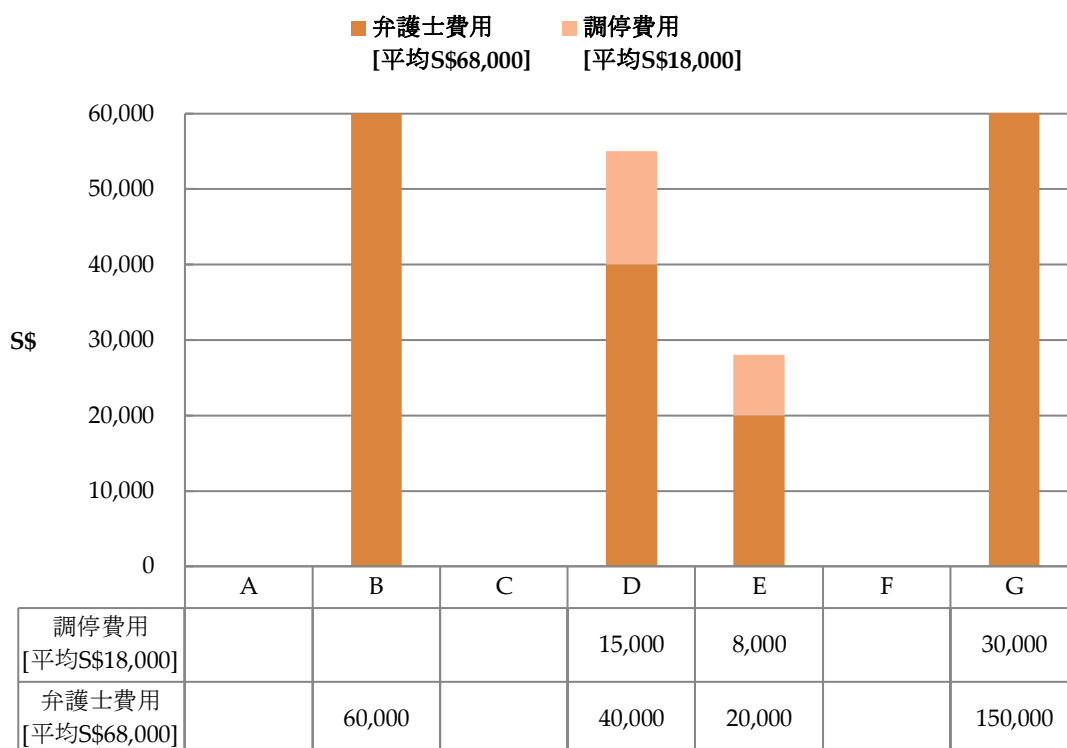
1. 特許権侵害訴訟（民事）



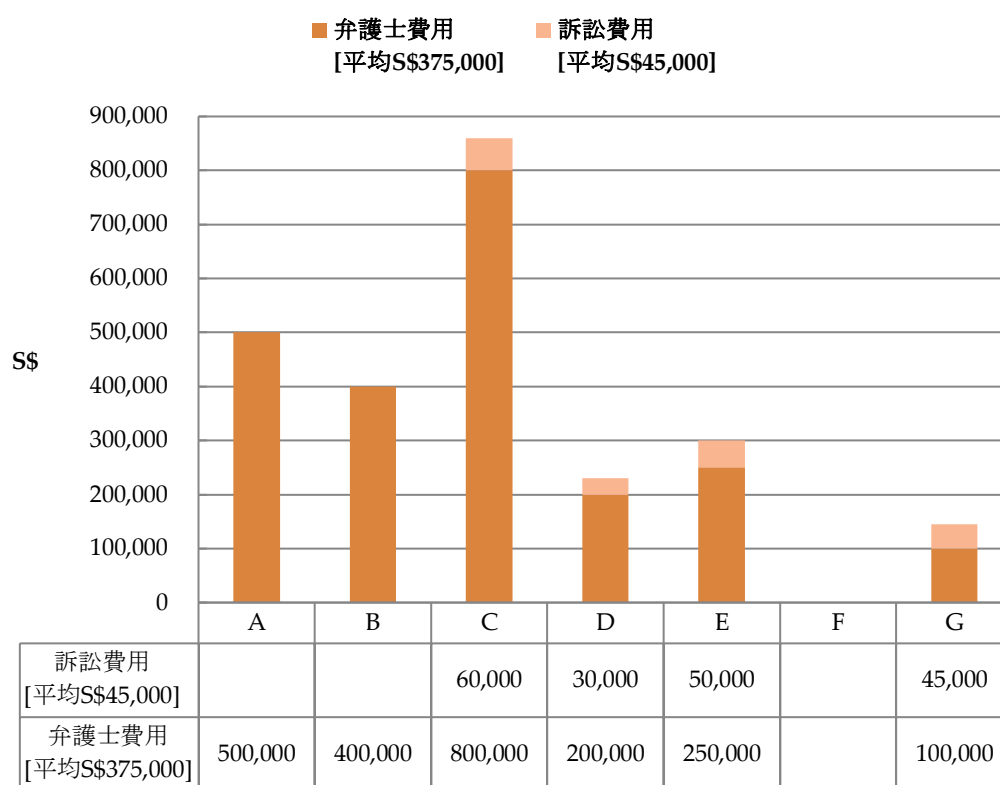
2. 特許權侵害 (ADR—仲裁)



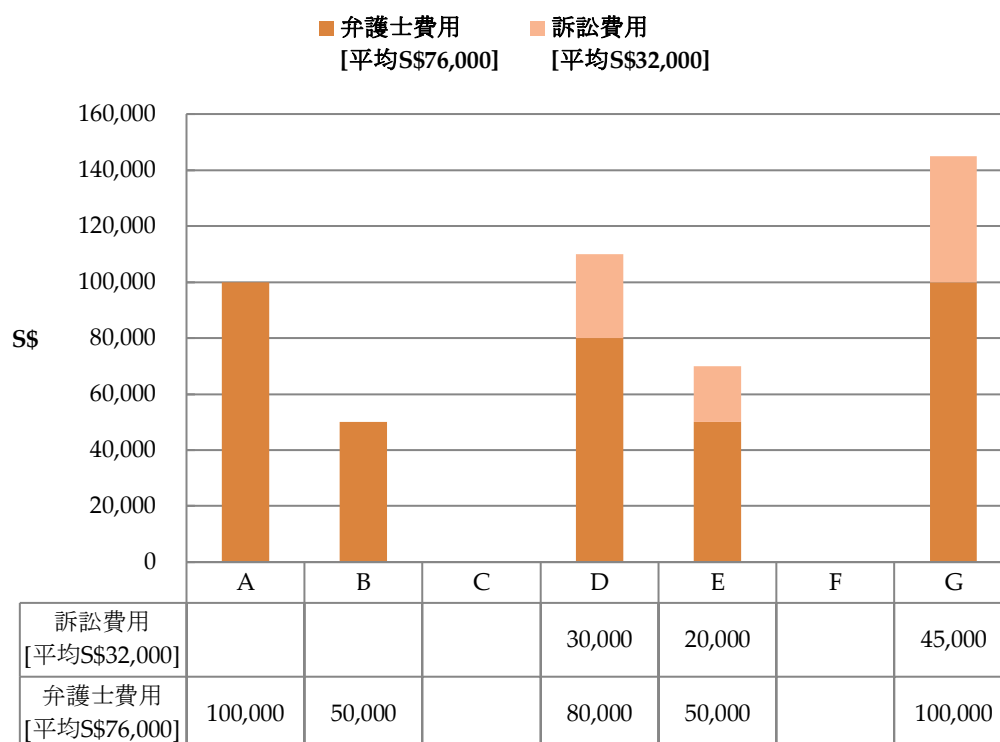
3. 特許權侵害 (ADR—調停)



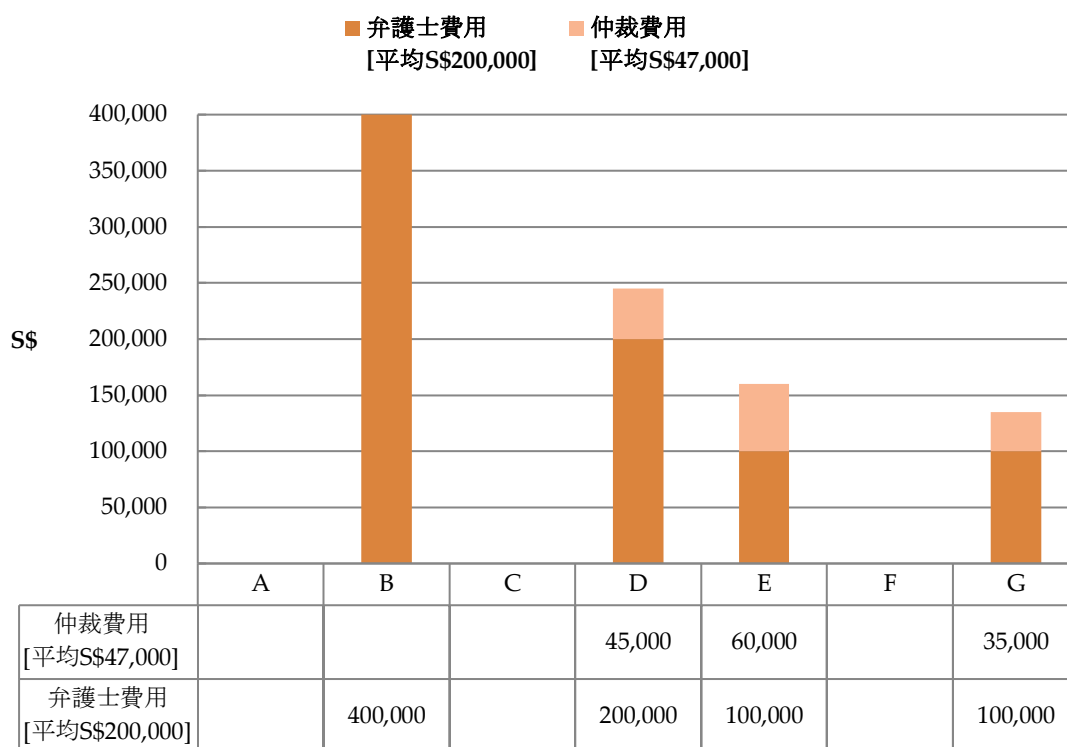
4. 商標侵害訴訟（民事）



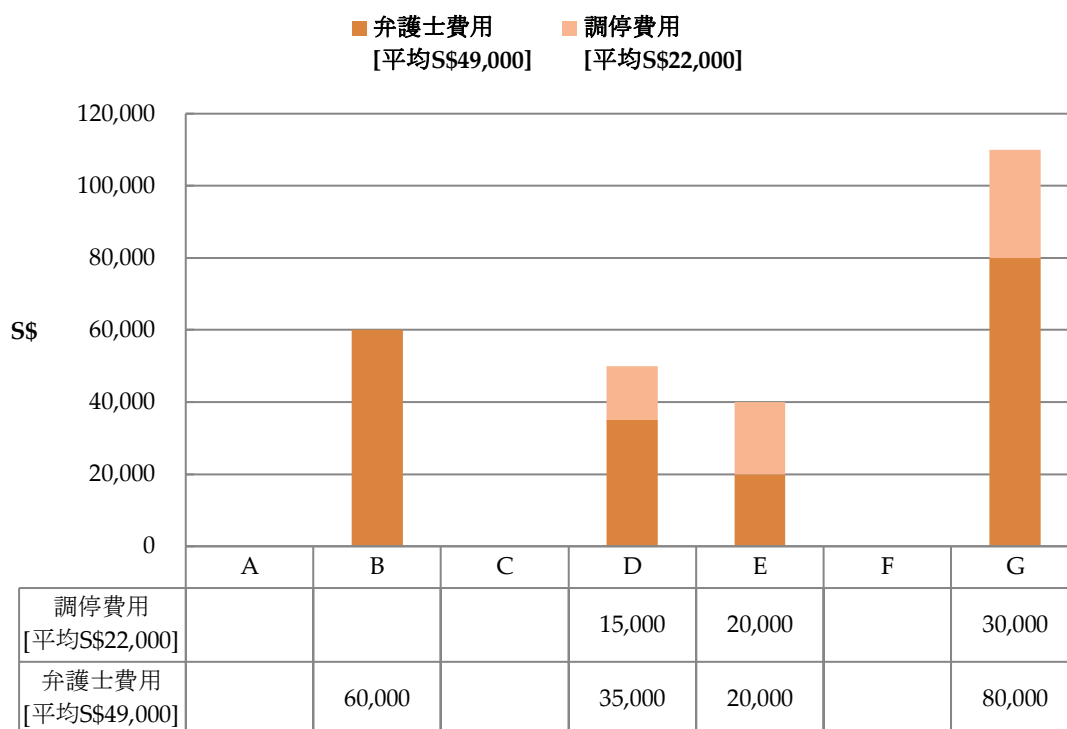
5. 商標權侵害訴訟（刑事）



6. 商標侵害 (ADR—仲裁)



7. 商標侵害 (ADR—調停)



第6章 本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

本調査結果によれば、シンガポールにおける特許権侵害の民事訴訟においては、比較的短期間（第一審約2年4か月、控訴審約1年2か月）で判決を得ることができることになっているものの、民事訴訟にかかる弁護士費用は平均して約525,000シンガポールドル（約4330万円）と高額である。勝訴した場合には相当高額な損害賠償額（本調査結果では平均して約250万シンガポールドル（約2億630万円））が認められることが期待できるものの、シンガポールという国の市場規模を考慮すると、特許権侵害を理由に民事訴訟を提起することは相当ハードルが高いものと考えられる。なお、シンガポールにおける民事訴訟では、裁判所の判決において、勝訴当事者の弁護士費用の一部（平均して約50%から70%程度）を、敗訴当事者が負担させる判決が出ることが多いため、当該特許権の侵害においてシンガポール国内で甚大な被害が発生しており、かつ、勝訴することが高い確率で見込まれる場合には民事訴訟も考慮の対象となり得る。

また、商標権侵害事件では、民事訴訟及び刑事訴訟のいずれも比較的短期間（民事：第一審約2年2か月、控訴審約1年1か月、刑事：第一審約1年9か月、控訴審約1年2か月）で判決を得ることができる。もっとも、民事訴訟にかかる弁護士費用が高額である点（平均して375,000シンガポールドル（約3090万円））は特許権侵害の場合と同様であり、民事訴訟を利用できる場面は相当限定されるものと考えられる。一方、刑事訴訟の場合には、民事訴訟に比べて費用が抑えられる（平均して765,000シンガポールドル（約630万円））ことから、ある程度規模の大きい模倣品被害に対しては効果的な執行手段であると考えられる。

以 上

シンガポール特許法¹⁰

第 66 条 侵害の意味

- (1) 本法の規定に従うことを条件として、ある者がある発明について特許が有効であるときに当該発明に関して当該特許の所有者の同意なしに、シンガポールにおいて次の事柄の何れかを行う場合は、これを行う場合に限り、その者は、当該発明に関する当該特許を侵害することとなる。
 - (a) 当該発明が製品の場合に、当該人が当該製品を製造し、処分し、処分の申出をし、使用し若しくは輸入し又は処分その他のために所持すること
 - (b) 当該発明が方法の場合に、当該方法を所有者の同意なしに使用することが当該特許の侵害に当たることを当該人が知っているか、又は状況からみて分別のある者にとってそれが明らかなきに、当該人がシンガポールにおいて当該方法を使用するか又は使用に供すること
 - (c) 当該発明が方法の場合に、直接その方法により得られた製品を当該人が処分し、処分の申出をし、使用し若しくは輸入し、又は当該製品を処分その他のために所持すること
- (2) 本項を留保して、発明の特許の侵害に当たる行為でも、次の何れかの場合はこの限りでない。
 - (i) 個人的かつ非商業的な目的で行う場合
 - (ii) 当該発明の内容に関する実験の目的で行う場合
 - (iii) 個人用の薬剤を、登録された医師又は歯科医による処方に従って臨時に調合する場合又はその調合した薬剤を取り扱う場合
 - (iv) 一時的若しくは偶発的にシンガポール（その上空及びその領海を含む）に入来したか若しくは通過中の関係のある航空機、ホバークラフト若しくは車両の本体若しくは操縦において製品若しくは方法を使用するか、又は当該関係のある航空機、ホバークラフト若しくは車両のために付属品を使用する場合
 - (v) 関係のある船舶が一時的又は偶発的にシンガポールの領海に入来した際に、当該船舶が必要とする場合に限り、当該船舶の船体又はその機械類、滑車装置、機器その他の付属品に、製品又は方法を使用する場合
 - (vi) (d)にいうようにシンガポールに合法的に入来したか又は合法的に通過中の航空機であって、義務を免除されたものを使用するか、又はその航空

¹⁰ 日本国特許庁が提供している日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/tokkyo.pdf>) から抜粋。

機のために部品若しくは付属品をシンガポールに輸入するか、若しくは使用若しくは保管する場合

- (vii) (3)及び(5A)に従うことを条件として、特許製品又は特許方法により得たか若しくは特許方法を適用した製品であって、当該特許の所有者若しくは同人からライセンスを許諾された者により又はその同意（条件付き若しくは無条件）を得て製造したものを、輸入し、使用し、処分し又は処分の申出をする場合。この目的で、「特許」は、本法に基づいて特許を付与されたものと同じ又は実質的に同一の発明に関してシンガポール以外の何れかの国において付与された特許を含み、かつ、「特許製品」、「特許方法」及び「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する。
 - (viii) 医薬品の販売承認を求める申請を裏付けるために、当該特許の内容に関して(1)に記載される事柄がなされる場合。ただし、当該申請を裏付けるために提出されたものが、当該医薬品に関する販売承認の要件を満たす目的以外では、
 - (i) シンガポールにおいて製造され、使用され若しくは販売されないこと、また
 - (ii) シンガポール国外に輸出されないこと
 - (ix) (5A)に従うことを条件として、シンガポールにおいて、特定の患者による若しくは特定の患者に対する使用のために特許医薬品を輸入し、処分し若しくは処分の申出をする場合又は次のときに当該医薬品が当該患者により若しくは当該患者に対して使用される場合
 - (i) 当該医薬品が当該患者による若しくは当該患者に対する使用のために必要とされるとき
 - (ii) 関係当局が、当該患者による又は当該患者に対する使用のために当該医薬品の輸入を特に承認したとき、及び
 - (iii) 当該医薬品が当該特許の所有者又は当該所有者からライセンスを受けた者により又はその同意を（条件付き若しくは無条件で）得て製造されたとき（この目的で、「特許」は、同一又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の何れかの国において付与された特許を含み、かつ、「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する）
- (3) 次の場合は、(2)(g)は、何人か（本項及び(4)において「輸入者」という）による特許医薬品の輸入には適用されない。
- (a) 当該医薬品が、以前、当該特許の所有者により又は当該特許の所有者からシンガポールにおいて当該医薬品を販売若しくは頒布するライセンスを受けている者により又はその同意を（条件付き若しくは無条件で）得た者によりシンガポールにおいて販売又は頒布されたことがない場合

- (b) 当該医薬品の輸入者による輸入の結果として、当該医薬品が次の両者間の契約に違反して頒布されることとなる場合
 - (i) 当該特許の所有者、及び
 - (ii) 当該特許の所有者からシンガポール国外で当該医薬品を頒布するライセンスを受けている者
- (c) 輸入者が(b)にいうことを実際に又は推定で知っている場合
- (4) (3)の適用上、輸入者は、所定の事項を記載した通知書を受領した場合は、(3)(b)にいう事項を推定で知っているとみなす。
- (5) 疑念を払拭するために、(3)における「特許」には同一の又は実質的に同一の製品に関してシンガポール以外の国で付与された特許は含まれず、「ライセンスを受けた」は、相応に解釈する。
- (5A) (2)(g)及び(i)は、シンガポール以外の国であって輸入適格を有する世界貿易機関加盟国への輸出目的で製造された関係保健製品の輸入若しくは販売又はその販売の申出には適用されない。
- (6) 本条において、世界貿易機関に関して「輸入適格を有する加盟国」とは、次の条件を満たす世界貿易機関加盟国である。
 - (a) 後発開発途上国であること、又は
 - (b) 次項にいう通知を TRIPS 理事会に提出していること
 - (i) ドーハ宣言実施決定の第1項(b)
 - (ii) TRIPS 協定付属書の第1項(b)

「義務を免除された航空機」とは、航空法（Cap. 6）第5条が適用される航空機をいう。

「関係のある船舶」及び「関係のある航空機、ホバークラフト又は車両」とは、それぞれ、シンガポール以外の国であって、

 - (a) パリ条約締約国、又は
 - (b) 世界貿易機関加盟国、

である国に登録され又は所属する船舶及び航空機、ホバークラフト又は車両をいう。

第 67 条 特許の侵害手続

- (1) この部に従うことを条件として、特許の所有者は、当該特許の侵害であるとする如何なる行為に関しても民事訴訟を裁判所に提起することができ、かつ、(裁判所の他の如何なる管轄権も害することなく) 当該手続において、次の事項について請求することができる。
 - (a) 侵害の虞がある被告の行為を制限する差止命令
 - (b) 当該特許が侵害されている特許製品又はその製品が構成上切り離すことができない物品又は主たる用途が侵害製品の創出であった素材若しくは

器具を引き渡すか又は破毀するべき旨の被告への命令

- (c) 当該侵害に関する損害賠償
 - (d) 当該侵害から被告が得た利益の返還、及び
 - (e) 当該特許は有効であり、かつ、被告により侵害された旨の確認判決
- (2) 裁判所は、同一の侵害に関して、特許の所有者に損害賠償を裁定するとともに、利益の返還もまた受けられる旨を命令してはならない。
- (3) 特許の所有者及び他の何人も、相互の合意により当該他の者が当該特許を侵害したか否かの問題を登録官に付託することができ、その付託の際に、当該特許の所有者は、(1)(c)又は(e)にいう請求を行うことができる。
- (4) 本法においては、文脈上他に要求されない限り、
- (a) 侵害手続及び侵害手続の提起というときは、(3)に基づく付託及びその付託を行うことを含めていう。
 - (b) 原告というときは、当該特許の所有者を含めていう。かつ
 - (c) 被告というときは、当該付託に係わる他の当事者を含めていう。
- (5) (3)に基づく付託について、登録官が自己に付託された問題は裁判所が決定する方がより適切であると認める場合は、登録官はその取扱いを辞退することができ、かつ、裁判所は、当該付託が裁判所に提起された手続であるものとして当該問題について決定する管轄権を有する。
- (6) この部に従うことを条件として、本条に基づいて請求された何れかの種類の救済を認めるべきか否かを及び認める救済の範囲を決定する際には、裁判所又は登録官は、その種類の救済に関して1995年2月23日の直前に裁判所が適用した原則を適用する。

第77条 根拠のない侵害手続の脅迫に対する救済

- (1) ある者（特許の所有者又は特許に関して権利を有する者であるか否かを問わない）が別の者を回状、宣伝等により特許侵害手続をもって脅迫する場合は、当該脅迫による被害者（当該脅迫を受けている者であるか否かを問わない）は、(4)に従うことを条件として、当該脅迫を行っている者を相手とする手続を裁判所に提起し、(3)にいう救済を請求することができる。
- (2) 当該手続において、原告は、当該脅迫がそのように行われたことを立証し、かつ、自己がその被害者であることを裁判所に認めさせた場合は、請求した救済を受けることができる。ただし、次の場合は、この限りでない。
- (a) 手続を提起するとの脅迫の対象とされた行為が特許の侵害を構成することを当該被告が立証する場合、及び
 - (b) 侵害されていると申し立てられている特許が関連性のある点において無効であることを当該原告が立証しない場合

- (3) 前記の救済は次のとおりである。
 - (a) 当該脅迫には正当性がない旨の確認判決
 - (b) 当該脅迫の継続に対する差止命令、及び
 - (c) 当該原告が当該脅迫により被った損害に関する損害賠償
- (4) ある製品を処分のために作る若しくは輸入すること又はある方法を使用することが侵害を構成するとして手続を提起する旨の脅迫については、本条に基づいて手続を提起することができない。
- (5) 単に特許の存在を通知することは、本条の意味での手続の脅迫を構成しないことをここに宣言する。
- (6) 本条の如何なる規定も、弁護士又はその他の者がその職務上の資格において依頼者に代わってなした行為に関して本条に基づいて訴訟を提起される責任を負わせるものではない。

第 80 条 申請に基づいて特許を取り消す権限

- (1) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、申請に基づいて、命令を発して発明に関する特許を次の何れかの理由（ただし、これに限る）により取り消すことができる。
 - (a) 当該発明が特許性のある発明でないこと
 - (b) 当該特許が当該特許の付与を受ける権原のない者に付与されたこと
 - (c) 当該特許明細書が、当該技術分野の熟練した者が実施することができるように当該発明を明確かつ完全に開示していないこと
 - (d) 当該特許明細書に開示された事項が次の何れかにおいて開示された事項を超えること
 - (i) 出願時での特許出願
 - (ii) 当該特許が特許法（Cap. 221, 1995 Ed.）第 20 条(3)、第 47 条(4)若しくは第 116 条(6)に基づいて又は第 26 条(11)に従って出願された新規の出願に基づいて付与された場合は、次の何れかの出願時でのものであって、出願日及び優先権の基礎となっているもの
 - (A) 本法に基づいて行われた先の出願
 - (B) 1977 年英国特許法に基づいて行われた出願
 - (C) 欧州特許庁において提出された英国を指定する欧州特許条約に基づく出願で、場合によって出願により出願日及び優先権が得られた出願
 - (e) 次の何れかの明細書に、認められるべきでなかった補正又は訂正が行われたこと
 - (i) 当該特許

- (ii) 当該特許出願
- (f) 当該特許が次の何れかにより取得されたこと
 - (i) 不正な方法
 - (ii) 不実表示
 - (iii) 所定の重要な情報の不開示又は不正確な開示。当該情報を提供する義務を負う者が当該情報又はその不正確性を知っていたか又は合理的に知っているべきであったか否かを問わない。
- (g) 当該特許が、同一の優先日を有し、同一の者又はその権原承継人により出願された、同一の発明に関する 2 以上の特許の 1 であること
- (2) 特許を(1)(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する理由の(2)特許を(1)(a)、(c)、(d)及び(e)に規定する理由の何れかにより取り消す命令を求める申請に基づいて、登録官は、(3)に従うことを条件として、当該特許がそれらの理由の何れかにより取り消されるべきか否かを決定するために当該特許を審査官に再審査させ、かつ、当該申請人に所定の再審査手数料の納付を要求することができる。
- (3) 登録官は、登録官が指定する当該手続の費用又は経費の担保を当該特許取消の申請人が所定の期間内に提供しない場合は、特許について(2)に基づく再審査をさせないものとし、その場合は、当該取消申請は、放棄されたものとして取り扱われる。
- (4) (1)(b)にいう理由に基づく特許の取消申請については、
 - (a) 確認判決を求める訴訟において裁判所により、又は第 47 条に基づく付託に基づいて裁判所若しくは登録官により、当該特許を付与される権原があるか又は取消が求められた特許の明細書に含まれた事項の一部について特許を付与される権原があると認定された者に限り、これを行うことができ、かつ
 - (b) 取消を求められた特許の付与の日に開始する 2 年の期間の終了後に当該訴訟が開始されたか又は当該付託が行われた場合は、当該特許の所有者として登録された者が、当該特許の 同人への付与時又は移転時に、自己には当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが立証されない限り、これを行うことができない。
- (5) 本条に基づく命令は、
 - (a) 当該特許について無条件に取り消す命令とすることができる。又は
 - (b) (1)にいう理由の 1 が立証されたが、当該特許を限定された範囲で無効にするに止まる場合は、指定された期間内に明細書が第 83 条に基づいて登録官が満足するように訂正されない限り、特許を取り消す旨の命令とすることができる。
- (6) 登録官の決定又は登録官の決定についての上訴に関する決定は、特許の侵害が

争われている民事手続の当事者が(1)にいう理由に基づいて当該特許の無効を主張することを、関係する争点の何れかが当該決定において決定されているか否かを問わず、禁じることはない。

- (7) 本条により特許を取り消す命令は、当該特許の付与の日から効力を有する。
- (8) 特許取消申請人が自己の申請を中止するか又は取り下げる場合は、当該申請人は、登録官が決定する当該手続の費用又は経費を支払わなければならない。
- (9) 特許を取り消す命令の申請書は、
 - (a) 所定の様式により作成し、かつ、所定の方法で登録局に提出しなければならない。また
 - (b) 所定の手数料を添えなければならない。
- (10) 第 92 条は、特許を本条に基づいて再審査させる登録官の決定に関しては適用されない。

シンガポール商標法¹¹

第3条 侵害にあたる商品、材料又は物品および模造商品または模造商標の意味

- (1) 本法の適用上、
 - (a) 「侵害にあたる商品」、「侵害にあたる材料」及び「侵害にあたる物品」とは、それぞれ(2)、(3)及び(4)に従って解釈され、かつ
 - (b) 「模造商品」及び「模造商標」とは、それぞれ(5)、(6)に従って解釈される。
- (2) 登録商標に関連して、商品又はその包装が当該標章と同一又は類似の標識を付しており、かつ、次に該当する場合は、当該商品は「侵害にあたる商品」とされる。
 - (a) 当該標章を当該商品若しくはその包装へ適用することが登録商標の侵害であった場合
 - (b) 当該商品をシンガポールへ輸入することが提案されており、シンガポールにおいて当該商品若しくはその包装へ当該標章を適用することが登録商標の侵害となる場合、又は
 - (c) その他、当該標章が、登録商標を侵害する方法で商品に関して使用されている場合
- (3) 登録商標に関連して、材料が当該標章と同一又は類似の標章を付しており、かつ、次に該当する場合は、当該材料は「侵害にあたる材料」とされる。
 - (a) 材料が、登録商標を侵害する方法で、営業文書として商品のラベル表示若しくは包装のために又は商品若しくはサービスを広告するために使用されている場合、又は
 - (b) かく使用することが意図され、当該使用が登録商標の侵害となる場合
- (4) 登録商標に関連して、「侵害にあたる物品」とは、次の物品をいう。
 - (a) 当該標章と同一又は類似の標識の複製のために使用されているもの、及び
 - (b) ある者が、侵害にあたる商品又は材料を製造するために使用されていること又は使用されることを知りつつ又はかく信じる理由があつて、所持、保管又は支配しているもの
- (5) 次に該当する場合、その商品は登録商標に関する「模造商品」である。
 - (a) 当該商標に関する侵害に当たる商品である場合及び
 - (b) 当該商品又はその包装に付された標章が模造商標である場合。
- (6) 標章は、次に該当する場合、登録商標に関する「模造商標」である。
 - (a) 欺すことを意図して、登録商標と同一又は酷似しており、かつ
 - (b) 次の状況で、商品またはサービスに使用されている場合

¹¹ 日本国特許庁が提供している日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf>) から抜粋。

- (i) 登録商標の所有者による明示又は黙示の同意（条件を有する場合又はその他）を得てない場合、及び
- (ii) 登録商標の所有者又は使用権者の本物の商品若しくはサービスであることを不正に表現する場合。

第 27 条 登録商標の侵害となる行為

- (1) ある者が、商標の所有者の同意なく、商標が登録されたものと同じの商品又はサービスに関連して、商標と同一の標章を業として使用する場合は、その者は、登録商標を侵害するものとされる。
- (2) 次の理由のために公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合は、商標の所有者の同意なく、業として当該標章を使用する者は、登録商標を侵害するものとされる。
 - (a) 標章が商標と同一であり、かつ、商標が登録されたものと類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること、又は
 - (b) 標章が商標に類似し、かつ、商標が登録されたものと同じの若しくは類似の商品若しくはサービスに関連して使用されていること
- (3) ある者が次の場合は、シンガポールで著名な登録商標を侵害するものとされる。
 - (a) 商標の所有者の同意なく、商標が登録されたものと類似しない商品又はサービスに関連して、商標と同一の又は類似の標章を業として使用する場合
 - (b) その商品又はサービスに関連する商標の使用が、その商品又はサービスと当該所有者との関係を示す場合
 - (c) 当該使用を理由に、公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合、及び
 - (d) 当該使用により当該所有者の利益が損なわれる虞がある場合
- (4) 本条、第 28 条、第 29 条及び第 31 条の適用上、特に次の場合は、標識を使用するものとされる。
 - (a) 商品若しくはその包装に標章を適用する場合
 - (b) 販売用に商品を提示する若しくは陳列する、標章を付してその目的のために商品を市場に出す若しくは在庫とする、又は標章の下にサービスを提示する若しくは提供する場合
 - (c) 標章を付して商品を輸入若しくは輸出する場合
 - (d) あらゆる媒体におけるものを含む、送り状、ワインリスト、カタログ、営業書簡、営業文書、価格表若しくはその他の商業書類に標章を用いる場合、又は
 - (e) 広告において標章を用いる場合
- (5) (4)に拘らず、次の者、すなわち、
 - (a) 商品のラベル表示若しくは包装に使用する若しくは使用することを意図する材料に標章を適用する者、又は
 - (b) (4)(d)に規定する文書上に若しくは広告において標章を使用する者は、

標章の当該適用若しくは使用の時点で、登録商標の所有者若しくは使用権者がその標章の適用若しくは使用について同意しなかったことを知らない若しくはそう信じる理由を有さない場合は、その標章を使用しないとみなされる。

第 31 条 侵害訴訟

- (1) 登録商標の侵害は、商標の所有者が提訴することができる。
- (2) 本法の規定に従うことを条件として、裁判所が侵害訴訟において付与することのできる救済の種類には次を含む。
 - (a) 差止命令（もしあれば、裁判所が適当と認める条件に従う）
 - (b) 損害賠償
 - (c) 利益の返還
 - (d) (5)が適用される何れかの場合における(5)(c)にいう法定損害賠償
- (3) 裁判所は、(2)(b)にいう損害賠償を裁定する場合、当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する(2)(c)にいう利益の返還を命令することもできる。
- (4) (3)に定める救済を除き、(2)(b)、(c)及び(d)における救済の種類は相互排他である。
- (5) 登録商標侵害に係る訴訟において、侵害が商品又はサービスに関する模造商標の使用に係る場合は、原告は次を選択する権利を有する。
 - (a) 損害賠償及び当該賠償に算入されていなかった侵害に起因する利益の返還
 - (b) 利益の返還、又は
 - (c) 次の法定損害賠償
 - (i) それに関して模造商標が使用された商品又はサービスの種類ごとに 10 万ドル以下、かつ
 - (ii) 侵害による実際の損失が 100 万ドルを超えていることを原告が証明する場合を除き、総額 100 万ドル以下。
- (6) 裁判所は、(5)(c)にいう法的損害賠償を裁定する際、次を考慮するものとする。
 - (a) 登録商標侵害の重大さ
 - (b) 侵害により原告が受けた又は受ける虞のある損失
 - (c) 侵害により被告に生じたと認められる利益
 - (d) その他の類似の侵害事例を防止する必要性、及び
 - (e) その他のすべての関連事項

第 49 条 商標を不正に適用した商品の輸入又は販売

登録商標が不正に適用された商品を、

- (a) 取引若しくは製造の目的でシンガポールに輸入する者、
- (b) 販売する若しくは販売のために申し出る若しくは陳列する者、又は
- (c) 取引若しくは製造の目的で所持する者は、

- (i) 本条に基づく違反に対してすべての合理的な注意を講じており、主張される違反の時点で標章の真正さを疑う理由がなく、訴追により若しくはこの代わりになされた請求に基づき、その商品入手した者に関するすべての情報を自己の権限において与えたこと、又は
- (ii) 善意で行為したこと、

を証明しない限り有罪とし、商標が不正に適用された商品又は事物ごとに1万ドル以下（ただし、総額で10万ドル以下）の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し又はこれを併科する。

特許庁委託事業

シンガポールにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査

発行

日本貿易振興機構シンガポール事務所 知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2018年3月発行 禁無断転載

本冊子は、2017年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。